

## 令和 8 年度 開始予定事業

「子育て世帯市内引越し応援事業」・「三世代同居・近居住替え支援事業」  
よくある質問

※ 掲載の内容は、現時点での予定です。3 月下旬の議会での議決後、正式に決定いたしましたら 4 月 1 日にホームページにて詳細を公開いたします。必ず最新の情報をご確認ください。

## ○事業の概要について

## 【子育て世帯市内引越し応援事業】

市内に住み続けることを希望する子育て世帯への支援として、市内に居住する子育て世帯の市内での住替えに対し、住宅取得費や家賃、引越し費用等を助成します。

(住宅取得費や家賃への助成は、指定する校区への新たな住替えは対象外とします)。

## 【三世代同居・近居住替え支援事業】

三世代同居・近居への支援として、子育て世帯又は親世帯等が市内で三世代同居・近居するための住替えに対し、住宅取得費や家賃、引越し費用等を助成します。

## ○よくある質問

## 【要件について】

Q.対象になるのはいつからか。

A.令和 8 年 4 月 1 日以降に転居した世帯が対象です。

Q.令和 8 年 3 月 31 日以前に転居した場合、助成はないのか。

A.現行事業「子育て世帯住替え助成事業」の対象になる可能性がございます。令和 7 年度の受付は 2 月 28 日で終了いたしますが、令和 8 年度についても 4 月 1 日から受付を開始し、これまで通り転居日から 5 か月以内であれば、ご申請いただける予定です。助成要件等は、現行事業と同様の予定ですが、4 月 1 日にホームページをご確認ください。

Q.転居日とはいつのことを指すのか。

A.実際に住替えた日を指します(購入日や契約日は関係ありません)。業者発行の引越し代の領収書に記載の作業日や領収日、もしくは転居前住宅の解約日で確認します。

Q.世帯の収入要件はあるのか。

A.収入要件はありません。

Q.マンションでも戸建てでも対象になるか。また、新築も中古も対象になるか。

A.マンション・戸建てのいずれも対象です。また、新築・中古のいずれも対象となります。

Q.事後申請はできるか。

A.助成金の申請は、転居後の申請となります。

Q.妊娠中の場合は子育て世帯に該当するか。

A.転居日時点で母子手帳の交付を受けている場合は、子育て世帯の対象になります。

Q.福岡市外から転居する場合は、対象になるか。

A.対象になりません。ただし、【三世代同居・近居住替え支援事業】は、親世帯と子育て世帯のどちらかが転居前から福岡市内に居住している場合は、福岡市外からの転居も対象とします。

Q.そのほか世帯や住宅の要件にはどのようなものがあるか。

A.世帯の要件や住宅の要件の詳細は現在検討中です。4月1日にホームページにて詳細をご確認ください。

### 【住宅取得費の助成について】

Q.助成額は。

A.基本額 20 万円/年を最長 5 年間、最大 100 万円助成します。

Q.住宅の価格に制限はあるか。

A.住宅の価格に制限はありませんが、住宅ローンを利用して住宅を取得した場合が対象となります。なお、住宅ローンの年間返済額が基本額(20 万円)以下の場合は、助成額はその額までとなります。

Q.一括で購入した場合は対象になるか。

A.対象になりません。住宅取得費の助成については、住宅ローンを利用して住宅を取得した場合が対象となります。

Q.住宅取得費助成と引越し費用助成は両方もらえるのか。

A.両方助成します。ただし、【子育て世帯市内引越し応援事業】の対象世帯で、指定する校区へ新たに転居をする場合は、引越し費用の助成のみが対象となります。

### 【家賃の助成について】

Q.助成額は。

A.基本額 10 万円/年を最長 5 年間、最大 50 万円助成します。

Q.家賃の月額に制限はあるか。

A.ありません。

なお、年間家賃額が基本額(10 万円)以下の場合は、助成額はその額までとなります。

Q.家賃の助成と引越し費用助成は両方もらえるのか。

A.両方助成します。ただし、【子育て世帯市内引越し応援事業】の対象世帯で、指定する校区へ新たに転居をする場合は、引越し費用の助成のみが対象となります。

### 【引越し費用の助成について】

Q.引越し費用は全額出るのか。

A.対象経費(初期費用や引越し費用等)を合計した額の 1/2 で、基本上限額は最大 15 万円です。

多子世帯(子が 2 人以上)の場合と三世代同居・近居に該当する場合はそれぞれ上限額を 5 万円引き上げます。

### 【指定する校区 について】

Q. 「指定する校区」とは。

A. 「指定する校区」とは、一定期間過大規模校になっているなどの理由で、あらかじめ市が指定した小学校区のことで、す(具体的な校区は現在検討中です。4月1日に公開する予定です。)

Q. 「指定する校区」への新たな住替え(転居)とは何か。

A. 「指定する校区」へ転居する場合で、転居前の校区から別の校区へ転居している場合を指します。なお、同一校区内での転居は、新たな住替えには該当しません。

### 【三世代同居・近居について】

Q. 近居とはどのくらいの距離か。

A. 子育て世帯と親世帯の住宅が、直線距離で1.2km以内にある場合を「近居」の対象とします。

Q. 【三世代同居・近居住替え支援事業】に該当する場合は、「指定する校区」の要件はあるか。

A. 要件はありません。【三世代同居・近居住替え支援事業】に該当する場合は、「指定する校区」への新たな住替えかどうかによる助成内容の違いはありません。